

## 2. 預貯金の払い戻し制度の創設 (民909条の2：2019.7.1施行)

# 1. 預貯金の払い戻し制度の創設（民909条の2：2019.7.1施行）

預貯金が遺産分割の対象となる場合、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができるようになりました。

## (1) 改正前（旧規定）

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払い戻しができませんでした。

そのため、葬儀費用や病院、施設等の支払は、**遺産分割が終了するまでは、被相続人の預金払い戻しができませんでした。**

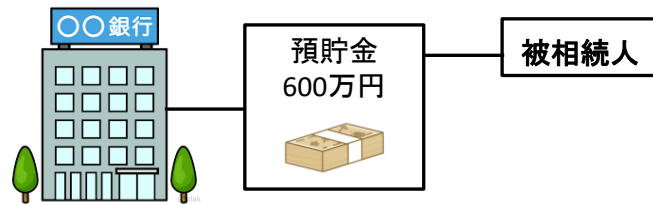
## (2) 改正後（新規定）

遺産分割における公平性を図りつつ、遺産分割前でも相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払い戻し制度を設けた。

## 2. 遺産分割前における預貯金の払い戻し制度（民909条の2）の内容

### (1) 民法909条の2の内容

預貯金債権の3分の1に法定相続分を乗じた額（但し、同一の金融機関に対しては、法務省令で定める額（150万円を限度とする）については、相続人単独で払い戻しができると定めています。



- ① 相続人の相続分
  - ・長男: 1/2
  - ・次男: 1/2
- ② 長男の単独払戻し分は100万円
  - ・ $600万円 \times 1/3 \times 1/2 = 100万円$

### (2) 909条の2により払戻しがなされた場合の取扱い

909条の2の後段では、遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなす旨定められています。